

福祉課からのお知らせ

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券
助成申請の受付を始めます。

◆お問い合わせ
福祉課
☎ 77-5505

平成17年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。

4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

福祉タクシー利用の助成
高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

◆利用対象者(対象者を拡充しています)
80歳以上の方、または身

体障害者手帳1〜4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1〜3級をお持ちの方。

◆内容
町内のタクシー会社を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

◆有効期限

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

◆申請手続き

○場所/各総合支所総合窓口または各出張所

○持参するもの

・身障手帳 ・療育手帳
・印鑑

◆申請受付期間

2月21日(月)から3月11日(金)

はり・きゅう施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・は

り・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

◆利用対象者

65歳以上の方

◆内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に800円、併術の場合に800円を助成します。

◆有効期限

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

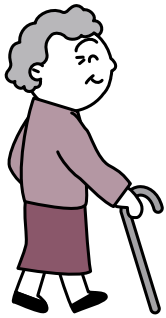
◆申請手続き

○場所/各総合支所総合窓口または各出張所

○持参するもの/

・印鑑

◆申請受付期間
2月21日(月)から3月11日(金)



3月1日(火)から7日(月)は
平成17年春季全国火災予防運動です

火は消した? いつも心に きいてみて

わが家・わが町から火災を追放しよう

昨年の10月1日に新町がスタートしてから建物火災(6件)、その他火災(1件)が発生しています。その内、火災による死亡者(3件)がありました。火災は、一般的に6割以上が失火が原因で発生しています。放火を除けば、ほとんどの火災は不注意や不始末で起こる人災ですから、日ごろから心がけ次第で防げるものです。

家庭や職場から危険な火ダネを取り除き、地域ぐるみで万全の防火体制を整えましょう。また、出火から3分以内が消火できる限度です。天井まで火が燃え広がったら消火は困難です。いさぎよく避難しましょう。

初期消火に欠かせない消火器を各戸で備えましょう。最近、安価で子どもや高齢者の方でもすばやく使えるスプレー式簡易消火具があります。ご購入の希望がありましたら総務課(☎74-1000)へお問い合わせください。

お詫びと訂正

「周防大島町暮らしのインフォメーション」に一部誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

56ページ 居宅介護支援事業所やすらぎファックス番号
(誤) 74-3590 (正) 74-3890

64ページ 小松排水機場電話番号
(誤) 75-0001 (正) 74-3119